

公益社団法人国際化粧療法協会
役員及び代議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人国際化粧療法協会（以下「本協会」という。）役員及び代議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、会長、理事、監事、代議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会に常勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は別表第 1 に定める金額の範囲内とし、非常勤役員に対しては理事会に出席等、必要の都度、別表第 1 に定める金額の範囲内で定額を支払うことができる。
- 3 前項に定める報酬等のほか常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 4 代議員に対しては、代議員会に出席等、必要の都度、別表第 1 に定める金額の範囲内で定額を支払うことができる。

(報酬等の月額の決定)

第 4 条 本協会の常勤役員の報酬等の月額は、別表第 1 の金額の範囲内で、会長及び理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬等の支払方法)

- 第 5 条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

別表 1 (第 4 条関係)

役職等	報酬等の額
常勤役員	1人につき年間総額900万円までの範囲内
非常勤役員	理事会出席の都度、謝金として1人一律1万円
代議員	代議員会出席の都度、謝金として1人一律5千円

附則

- 1、この規定は、2021 年 1 月 23 日から施行する。